

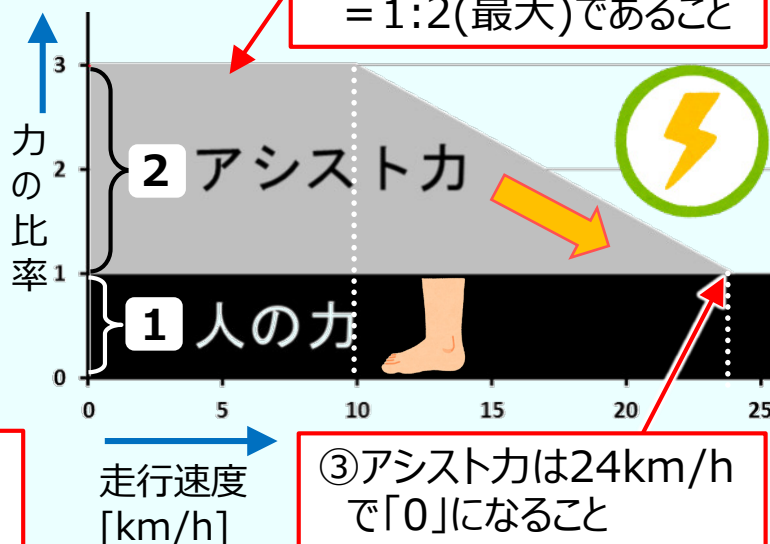
道路交通法の基準に適合しない

電動アシスト自転車に注意！

- 電動アシスト自転車には以下①～③を含め、道路交通法の定める基準があります。
 - ①ペダルをこがないと走行しない構造であること
 - ②人の力「1」に対して、電気モーターによるアシスト力は最大で「2」まで
 - ③アシスト力は10km/hを超えたら徐々に減り、24km/hで「0」になること



①ペダルをこがないと走行しないこと



商品テストの結果

電動アシスト自転車としてインターネットで販売されていたうちの10銘柄を調べたところ・・・

- ①9銘柄で道路交通法の定める**アシスト比率の上限值を超え、基準に適合していませんでした。**
- ②6銘柄では、**ほとんど人の力を要さずに加速し、24km/hを超えても電動力がアシストしていました。**
- ③公道を走行できること、性能確認を行っていることを**明記していても、基準に適合していない銘柄がありました。**
- ④5銘柄で**スロットル様のものが装着されており、うち2銘柄では操作すると加速しました。**



24km/hを超えても継続してアシストしました



基準に適合しない電動アシスト自転車で道路を通行すると、**運転者** が罰則の対象になります。

消費者へのアドバイス

- ① 購入時はTSマークやBAAマークを目安に！
- ② 購入前に「型式認定」を取得しているか調べる！
- ③ 「速度変更可能」や、スロットル付きから電動アシスト自転車への仕様変更可能をうたう商品に注意！

TSマーク
BAAマーク



独立行政法人
国民生活センター